

産廃特措法の期限延長について

1. 提案

10年の期間内に計画的かつ着実に不適正事案の解決に取り組むために制定された特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」）の延長を図りたい。

2. 現状と課題

栗東市のRD最終処分場の違法な埋立ては、地下水汚染等の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあり、地域にとっても大きな環境問題である。

この問題の解決は、原因者にその是正を求めることになるが、原因者による是正が見込めない場合には、行政が廃棄物処理法に基づき、是正対策を講じなければならず、巨額の公費や時間を費やすことになる。

また、是正対策については、周辺住民に事業内容等の理解を求める必要があるが、事業の性質上、理解を得ることに多くの時間を費やすことになる。

こうした是正工事は、国の支援を得て実施したいところであるが、産廃特措法が平成25年3月31日をもって失効する時限立法であるため、是正工事や終了後の確認の期間に加えて、住民理解を得るための時間等を考慮すると、産廃特措法適用が妥当と考えられる事例であっても、内容によっては、時間的制約から、現時点でも産廃特措法の適用が困難になることが考えられる。

3. 本県の取組状況

民間最終処分場からの環境汚染問題に関して、行政処分や行政指導により、事業者には是正を行わせてきたが、事業者の経営破綻により、県自らが是正措置を行う事態となった。

環境省からの助言を受け、有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査の実施について、平成22年6月に周辺自治会の同意が得られ、10月に調査業務を発注するとともに、学識者による有害物調査検討委員会を設置した。

県としては、住民の理解を得た後、国の支援を受けて事業に着手したいと考えている。

(提案の概要)

平成 11 年度の硫化水素ガスの発生等に関して、県は、原因者に是正させるとの基本姿勢に基づき、改善命令を発し是正させてきたが、17 年度に不適正処分が初めて発覚したことから、18 年度当初に措置命令を発出した経過がある。

この不適正処分は、許可容量を大幅に上回る廃棄物の埋立てと許可品目以外の埋立てであり、周辺住民の不安と県に対する不信は根強いものがある。

このような状況の中で、産廃特措法に基づく実施計画書を策定し、効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策事業を実施していくためには、地域住民に対する十分な説明と意見聴取を行っていくことが必要であり、是正工事や終了後の確認の期間、住民理解を得るための時間等を考慮すると、産廃特措法期限内の事業完了が困難になることが考えられる。

このことから、産廃特措法は平成 25 年 3 月 31 日までの時限立法とされているが、既に産廃特措法の適用が困難であると推定されるため、期限の延長を行われたい。